

第6分科会

総合的な DV 施策を目指して～諸外国の DV 施策を参考に

企画者・話題提供者：松村 歌子（関西福祉科学大学）

話題提供者：山本 千晶（フェリス女学院大学）・宮園 久栄（東洋学園大学）

李 妍淑（琉球大学）・井上 匡子（神奈川大学）

1. 企画趣旨

日本の DV 施策は、被害者が加害者の元から離れることを前提とした安全確保及び自立支援にかかる対策が中心となっており、加害者は暴力の責任を問われることなく、自らの暴力的・支配的な行動パターンのまま、社会生活を送り続けることが可能になってしまっている。そのため、日本の DV 施策は、逃げない被害者への救済策の不十分さ、加害者アプローチの不足、保護命令制度に緊急保護命令や一時保護命令がない、中長期的な自立支援策の不十分さなど、多くの課題点が指摘されている。本分科会では、日本の DV 施策の現状を踏まえて、ニュージーランド、台湾、韓国といった諸外国・地域の法実践や被害者支援の現場においては、保護命令制度や被害者支援の実際、行政と民間支援団体の協働、加害者への働きかけ、裁判所の役割がどうなっているかを紹介し、総合的な被害者支援のために、日本の DV 施策は今後どうあるべきかを検討する。

先行研究としては、井上・宮園・松村ほか『法は DV 被害者を救えるか～法分野協働と国際比較』（商事法務、2013 年）、宮園「DV 再加害防止施策に関する日本の状況—日本の加害者更生、再犯防止の観点から」及び松村「DV の再加害を防止するために～ニュージーランドのファミリー・バイオレンス法を参考に」（亜細亜女性法學 23 号、2020 年）、松村・宮園ほか「加害者対応と被害者支援の交錯～DV 事案を手掛かりに」（司法福祉学 22 号、2022 年）などがある。本企画の実施に当たり、特段の倫理面の問題は生じない。

2. 発言要旨

(1) ニュージーランドの DV 施策と被害者の支援（松村 歌子）

NZ は、女性に対する暴力を安全、健康、社会全体の問題であるとして、重点項目に掲げて積極的に取り組むなど、女性のための施策を先進的に進めている。1995 年 DV 防止法は改正が重ねられてきたが、家庭内での関係性や暴力を硬直的に捉えるのではなく、全体を見てその家庭へ支援がなされていく必要があるという発想から、2002 年頃から Family Violence 概念を用いられている。本報告では、NZ の DV 施策や保護命令制度と被害者支援のあり方を踏まえて、今後日本における DV 施策はどうあるべきかについて検討する。

(2) 韓国の目指す新たな DV 施策について（宮園 久栄）

韓国の DV 施策はある意味新たなステージに入ったといってもよいかもしれない。性暴

力、DV、ストーカー、デート DV 等女性に対する暴力について、2019 年、女性に対する暴力の根絶に向けた包括的な対策を講じることを目指し、「女性に対する暴力防止基本法」が制定された。この法律に基づき、DV 対策等を含む「第 1 次女性に対する暴力防止政策基本計画（2020 年～2024 年）」が策定されている。しかし、この法律には批判もある。そこで、この法律を概観すると共に、この法律が DV 施策に与える影響、韓国が目指そうとしている DV 制度について検討を加えることを通して、日本の DV 制度について考えてみたい。

（3）台湾の保護命令と総合的 DV 施策～民間支援団体との連携（李 妍淑）

台湾 DV 法が制定された社会的背景には、女性民間団体によるフェミニズム運動の影響は決して小さくない。DV 当事者への支援事業においても、民間団体は一貫して主導的な役割を果たし続けており、DV 施策も現場主義の観点から時代の変化や当事者のニーズに合わせて整備及び改正をリードしてきた。その結果、保護命令制度において、その内容は 16 項目にわたって細分化され、発令件数も年間数万件に達している。また、社会復帰支援にも司法、福祉、医療、教育、企業、民間団体等による総合的な施策が採られ、当事者のエンパワメントを目指している。本報告では、台湾の保護命令及び総合的 DV 施策について概観・検討し、日本への示唆を試みる。

（4）保護命令制度と被害者のエンパワメント（山本 千晶）

現在の DV 施策は、加害者の元から離れることを前提にした制度であるため、関係を継続したい被害者は利用することができない。物理的な分離は被害者の安全を最優先しているように見えるが、関係を維持したい被害者が利用をためらうのであれば、結局その被害者の安全は脅かされることになる。DV 施策は、被害者の安全とともに「自律」という観点からも検討する必要がある。本報告では、サバイバーが暴力を生き延びるためのプロセスと経験に焦点を当てた「変化の段階モデル」に即しながら、安全と自律のバランスという観点から保護命令制度について検討を加え、その潜在的な可能性について考察する。

（5）総合的な被害者支援策に向けて（井上 匡子）

DV は生活の場での暴力・人権侵害であることから、生ずる被害や損なわれる法益や関与するステークホルダーも多数・多様であり、暴力を受ける期間も長期にわたる。したがって、DV 被害者支援・DV 施策は、様々な法分野・法領域にまたがり、期間や手法の点でも、被害者と加害者が同一のコミュニティしかも親密なコミュニティに生活しているという点からも、従来とは異なる「総合的」な施策が必要とされる。他方、日本の DV 施策には様々な欠陥・課題を指摘しうる中で、比較法的な考察に鑑みて、「総合性」に関する課題が非常に大きな比重を持っている。本報告では、DV ケースに必要な「総合性」を検討するための補助線を引くとともに、近年相次いで改正・施行され、DV 施策に大きな影響をもつ「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」「家族法」との関係で、整理し、考察する。